

報道関係者 各位

令和7年7月23日

【照会先】

第一部会担当審査総括室

室長 六本佳代

(直通電話) 03-5403-2157

スロークワーク不当労働行為再審査事件 (令和6年(不再)第23号) 命令書交付について

中央労働委員会第一部会(部会長 山川隆一)は、令和7年7月19日までに、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。
命令の概要は、次の通りです。

【命令のポイント】

- ～ ①令和5年3月24日の団体交渉における組合員Aの解雇理由についての議題に係る会社の対応、②会社が組合からの同年4月12日付け及び同月19日付けの団体交渉申入れに応じなかったことは、労働組合法第7条第2号の不当労働行為に該当するとした事例 ～
- 令和5年3月24日の団体交渉において、具体的な説明や必要な資料の提示を拒否した会社の対応は、不誠実な団体交渉として労働組合法第7条第2号の不当労働行為に該当する。
 - 会社が、組合からの令和5年4月12日付け及び同月19日付けの団体交渉申入れに応じなかったことは、正当な理由のない団体交渉拒否として労働組合法第7条第2号の不当労働行為に該当する。

I 当事者

再審査申立人：株式会社スロークワーク（「会社」）（愛知県岡崎市）

再審査被申立人：名古屋ふれあいユニオン（「組合」）（名古屋市中村区）

II 事案の概要

- 本件は、会社が、①令和5年3月24日の組合との団体交渉（以下「3.24団交」）において、②組合員Aの未払賃金について、一方的な計算基礎を示し根拠等を説明せず、③組合員Aの解雇理由について資料を示し説明することを拒否したこと、④組合からの同年4月12日付け及び同月19日付けの団体交渉申入れ（以下これらを併せて「本件団交申入れ」）に応じず、同月18日の組合との電話にて団体交渉を拒否する発言をしたことが、労働組合法（以下「労組法」）第7条第2号の不当労働行為であるとして、組合から同年5月15日に愛知県労働委員会（以下「愛知県労委」）に救済申立てがされ、さらに、⑤会社が同年3月31日付けで組合員Aを解雇したことが同条第1号の不当労働行為であるとして、同年6月19日に追加申立てがされた事件である。
- 初審愛知県労委は、上記1のうち①会社が3.24団交において③組合員Aの解雇理由について資料を示すなどして具体的説明を行わなかったこと、④会社が本件団交申入れに応じなかったことが、労組法第7条第2号の不当労働行為であると認め、会社に対し誠実に団体交渉に応じること及び文書交付を命じ、その余の申立てを棄却したところ、会社は、これを不服として再審査を申し立てた。

III 命令の概要

1 主文（初審の救済命令を維持）

本件再審査申立てを棄却する。

2 判断の要旨

- (1) 3.24団交における、組合員Aの解雇理由についての議題に係る会社の対応は、不誠実な団体交渉として労組法第7条第2号の不当労働行為に該当するか。

会社は、事業所閉鎖及びこれに伴う組合員Aの解雇の理由について、支払が不能になる、社長らの報酬又は給与を減額したが、なお経営が赤字である、他に組合員Aを就業させられる事業所はなく、今後同種事業を再開する予定もないなどと抽象的・概括的な説明はしたが、組合から、上記説明の根拠となる資料の提示及び同資料に基づく具体的な説明を繰り返し要求されても、これを頑なに拒否した。

会社は、当該議題に関する自己の主張について、その根拠を具体的に説明したり、必要な資料の提示をしたりすることを拒んだのであり、会社の対応は、不誠実な団体交渉として、労組法第7条第2号の不当労働行為に該当する。

(2) 会社が組合からの令和5年4月12日付け及び同月19日付けの団体交渉申入れ（本件団交申入れ）に応じなかったことは、団体交渉拒否として労組法第7条第2号の不当労働行為に該当するか。

会社は、事業所が閉鎖された後であり本件団交申入れに対応できなかったと主張しており、これは閉鎖に伴う様々な手続が必要であり繁忙であったなどの理由により対応が困難であったとの主張と解されるが、仮に会社が繁忙であったとしても、そのことをもって団体交渉を拒否する正当な理由があることにはならないし、会社は、本件事業所の閉鎖後の手続等のため繁忙であったなどという理由で本件団交申入れに応じなかったのではなく、むしろ、本件団交申入れに応じる意思がなかったためにこれを拒否したものと認められる。

また、会社は、社長が体調不良のため本件団交申入れに応じられなかったと主張するが、仮にそのような事情があったとしても、代理人を選任して対応させるなど、当該事情に応じた方法を取り得たといえるのに、会社はそのような方法をとっていない。

その他、会社が団体交渉を拒否する正当な理由があったことを示す事情は見当たらないから、会社が本件団交申入れに応じなかったことは、正当な理由のない団体交渉拒否として労組法第7条第2号の不当労働行為に該当する。

【参考】

初審救済申立日	令和5年5月15日	(愛知県労委令和5年(不)第6号)
追加申立日	令和5年6月19日	
初審命令交付日	令和6年4月25日	
再審査申立日	令和6年5月7日	